

令和5年第2回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(6月15日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表	1
2	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	2

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
(平成24年神奈川県条例第39号) 新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
<u>(削除)</u>			<u>特定非営利活動法人WE21ジャパンかながわ</u>	<u>横浜市神奈川区西神奈川三丁目16番1号</u>	<u>平成30年8月1日から令和5年7月31日まで</u>
<u>(削除)</u>			<u>特定非営利活動法人WE21ジャパンひらつか</u>	<u>平塚市代官町11番30号</u>	<u>平成30年8月1日から令和5年7月31日まで</u>
<u>(削除)</u>			<u>特定非営利活動法人NPOサポートちがさき</u>	<u>茅ヶ崎市円蔵一丁目5番24号サニータウン茅ヶ崎</u>	<u>平成30年8月1日から令和5年7月31日まで</u>
<u>(削除)</u>			<u>特定非営利活動法人アクト川崎</u>	<u>川崎市宮前区神木本町一丁目14番12号</u>	<u>平成30年8月1日から令和5年7月31日まで</u>
<u>(略)</u>			<u>(略)</u>		
<u>特定非営利活動法人NPOサポートちがさき</u>	<u>茅ヶ崎市円蔵二丁目5番24号サニータウン茅ヶ崎</u>	<u>令和5年8月1日から令和10年7月31日まで</u>	<u>(新規)</u>		
<u>特定非営利活動法人WE21ジャパンかながわ</u>	<u>横浜市神奈川区西神奈川三丁目16番1号</u>	<u>令和5年8月1日から令和10年7月31日まで</u>	<u>(新規)</u>		
<u>特定非営利活動法人WE21ジャパンひらつか</u>	<u>平塚市代官町11番30号</u>	<u>令和5年8月1日から令和10年7月31日まで</u>	<u>(新規)</u>		

改 正		現 行	
(1)・(2) (略) (削除)		<u>、同項に規定する要件を満たすものであることを認定すること。</u> (2)・(3) (略) (4) <u>政令第38条の4第24項の規定により、土地の譲渡等がある場合の特別税率に関して、中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業が、同項に規定する要件を満たすものであることを認定すること。</u>	
(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか政令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの		(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか政令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	
158～160 (略)	(略)	158～160 (略)	(略)